

市内障害児通所支援施設、障害児入所施設、  
障害児相談事業所  
施設長・管理者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

## 障害児通所支援事業所等性被害防止対策設備等支援補助金の協議申請について（通知）

日頃から本市の障がい保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、子ども家庭庁から、すべてのこどもが安心して過ごせる社会の実現に向け、障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする費用について補助を行うことが示されました。

そのため、札幌市では国の予算を活用し、障害児通所支援事業所等における性被害防止対策設備等支援補助事業を実施いたします。

つきましては、上記補助金について協議申請を希望される法人におかれましては、下記により「協議申請書」を提出いただきますようお願いいたします

なお、当該事業は国庫補助協議を経て、内示を得られた場合に限り実施いたしますが、国及び札幌市の予算に上限があることや、多数の協議申請があった場合に国庫補助額を案分する可能性があること等から、補助が実施されない又は補助額が減額となる可能性もあります。

### 記

#### 1 事業内容

下記ホームページのとおり。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/seihigai.html>

#### 2 申請方法等

##### (1) 提出期限

令和 6 年（2024 年）12 月 27 日（金）13 時 00 分【厳守】

##### (2) 申請方法

札幌市スマート申請（電子申請）による

- (3) その他補助要件、提出書類など  
上記 1 のホームページのとおり。

### 3 参考

別添の要綱を参照

### 4 問合せ先

お問合せについては、原則電子メールでお願いいたします。

- ・担当：札幌市障がい福祉課運営指導係
- ・問合せ先メールアドレス：[uneishidou@city.sapporo.jp](mailto:uneishidou@city.sapporo.jp)
- ・問合せメール件名：障害児通所支援事業所等性被害防止対策設備等支援補助金に関する問合せ
- ・問合せメール本文：

次の項目を必ずメール本文に記載してください。

- (1) 事業所番号
- (2) サービス種別
- (3) 事業所名
- (4) 担当者名
- (5) 担当者の連絡先
- (6) 質問内容

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課運営指導係

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（3F 南）

TEL：011-211-2938/FAX：011-218-5181